

佐賀労働局発表
令和5年4月28日(金)

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 鈴木 卓
室長補佐 平川 礎恵
(電話) 0952-32-7218

報道関係者 各位

「令和5年度佐賀労働局行政運営方針」の策定について

佐賀労働局（局長 重河真弓）は、「令和5年度佐賀労働局行政運営方針」を策定しました。

佐賀労働局は、令和5年度に、成長と分配の好循環による持続可能な経済社会の実現、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響に対応するため、以下の項目を重点的に取り組みます。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- 2 個人の主体的なキャリア形成の促進及び安心して挑戦できる労働市場の創造
- 3 多様な人材の活躍促進
- 4 多様な選択を力強く支える環境整備

また、「令和5年度佐賀労働局行政運営方針」の内容を、広く県民の皆様に理解していただくため、わかりやすくコンパクトにまとめた「令和5年度 佐賀労働行政のあらまし」を作成し、様々な機会に周知していきます。

「令和5年度 佐賀労働行政のあらまし」は、佐賀労働局ホームページに掲載しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/content/contents/001150526.pdf>

令和5年度 佐賀労働行政のあらまし



写真提供 佐賀県観光連盟

ひと、暮らし、みらいのために



佐賀労働局

労働基準監督署

公共職業安定所 (ハローワーク)

目 次

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- 2 個人の主体的なキャリア形成の促進
- 3 地方自治体との連携
- 4 継続的なキャリアサポート・就職支援
- 5 新規学卒者等への就職支援
- 6 就職氷河期世代の活躍支援
- 7 高齢者の就労・社会参加の促進
- 8 障害者の就労促進
- 9 外国人に対する支援
- 10 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進
- 11 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等
- 12 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 13 総合的なハラスメント対策の推進
- 14 長時間労働の抑制
- 15 労働条件の確保・改善対策
- 16 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 17 労災保険給付の迅速・適正な処理

佐賀労働局は、成長と分配の好循環による持続可能な経済社会の実現、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響に対応するため、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージをはじめとする多様な人材の活躍促進や、多様な働き方への支援のための諸施策を講じ、県内各地域において総合労働行政機関としての機能を遺憾なく発揮し、県民からの期待に真に応えていくため、労働基準監督署及びハローワークと一体となり、関係機関との連携を一層強化しながら、その役割を果たしていきます。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金の活用により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、佐賀働き方改革推進支援センター等とも連携して賃金引き上げを支援します。

また、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

さらに、佐賀働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、佐賀地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、改定された最低賃金額については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

最低賃金の種類		1時間	効力発生年月日
佐賀県（地域別）最低賃金		853円	令和4年10月2日
特定 （産業別）	一般機械器具製造業関係	929円	令和4年12月30日
	電気機械器具製造業関係	900円	令和4年12月24日
	陶磁器・同関連製品製造業	854円	令和4年12月16日

(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は職業安定部等による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導について

令和5年4月から施行される労働基準法施行規則の一部改正により、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、従来から認められていた金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金の資金移動による支払が認められることとなるため、労働局及び監督署においても制度の周知を図ります。

2 個人の主体的なキャリア形成の促進

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

佐賀県との共催による佐賀県地域職業能力開発促進協議会において、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、訓練修了者や当該修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果の把握・検証により、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定等を促進します。特に、令和5年度においては、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を新たに実施します。

(2) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

デジタル分野に係る公的職業訓練については、IT分野の資格取得を目指す訓練コースについて、訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを引き続き実施することに加えて、WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等により、訓練コースの拡充を図ります。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

(3) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）による雇用維持の取組への支援を着実に実施するほか、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）により、在籍型出向を活用し、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを行う事業主に対して、佐賀県、産業雇用安定センター佐賀事務所と緊密に連携して支援を行うとともに、事業再構築に伴う新たな人材の受け入れを行う事業主に対して、新設される産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（仮称）の活用を促進します。

3 地方自治体との連携

(1) 「雇用対策協定」による地方自治体との連携

『佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』（雇用対策協定）に基づき地域のニーズを踏まえた事業計画を策定し、連携して各種取組を推進します。

令和4年3月の鳥栖市と佐賀労働局、令和5年3月の佐賀市と佐賀労働局の雇用対策協定に基づき、地域の雇用・労働環境の向上に取り組んでおり、他の基礎自治体との「雇用対策協定」の締結を推進することにより国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行います。

(2) 地方自治体との一体的実施事業の実施

佐賀市、鳥栖市及び唐津市と連携の上、市役所の庁舎内や隣接した施設に設置した、国が行う無料職業紹介サービス等を担う窓口において、自治体が行う福祉サービス等と一体的に就職支援を実施します。

佐賀県と連携して設置している「ユメタネ（ヤングハローワークSAGA・ジョブカフェSAGA・さが若者サポートステーションの3施設を総称した愛称）」において、若者への個々の状況に応じた就職準備から職場定着までの総合的な就職支援を実施します。

4 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) ハローワークの職業紹介業務の オンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

佐賀県内のハローワークにおいてオンライン職業相談の実施、就職支援セミナーのオンライン配信、ハローワーク佐賀及びハローワーク鳥栖のマザーズコーナーにおける就職支援サービスのオンライン対応の実施、SNS・HPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を図ります。また、再就職に当たり課題を抱える者等については、ハローワークへの来所を促し、課題解決支援サービスを通じたきめ細かな支援を行い、本人の希望やニーズに応じた再就職の実現を図ります。

(2) 人材確保対策コーナーでの支援、 「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク佐賀に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起し、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、下記の実施等を実施します。

- ・ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・介護・障害福祉分野の訓練枠拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ

また、就職後の職場定着に向けた取組として雇用管理改善に関する事業主への助成等を実施します。

(4) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる担当者制により、セミナーの受講や応募先企業の選定等、今後の活動方法等についての方向付け、担当する求職者の希望条件を丁寧に把握して既存の求人の中からその求職者に合った求人を選定し、条件に合うものがない場合には、求職者の情報を求人者に提供しつつ個別求人開拓等を実施します。

あわせて、就職活動のプロセスに複数又は深刻な課題を抱える者に対しては、履歴書・職務経歴書の個別添削・模擬面接、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成支援等を実施する等体系的かつ計画的な一貫した就職支援を推進します。

(5) 求職者支援制度による再就職支援

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。

(6) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークにおいて、地方公共団体との協定等に基づき、福祉事務所・自立相談支援機関等への巡回相談や地方公共団体庁舎内へのハローワーク常設窓口の設置等により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

5 新規学卒者等への就職支援

○新規学卒者等への就職支援

新規学卒者等を対象に、佐賀新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク SAGA）等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援や地域若者サポートステーションと連携した支援を実施するとともに、大学のキャリアセンター等との連携を強化し巡回相談や学生等に対してオンラインによる就職相談を実施します。

また、フリーター等（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターが担当者制による一貫した就職支援を行うとともに、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援訓練を推進します。

6 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

ハローワーク佐賀における専門窓口において、専門担当者のチーム制により、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などにより、就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を実施します。

(2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

事業主への助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給や安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成（トライアル雇用助成金）することにより、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進します。

(3) 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の福祉関係部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

(4) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むとともに、雇入れ等に係る好事例の収集・発信を行います。

7 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。

また、65歳超雇用推進助成金や70歳雇用推進プランナー等による支援が必要と判断される事業主を把握した場合には、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部へ支援を要請する等、効果的な連携を行います。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

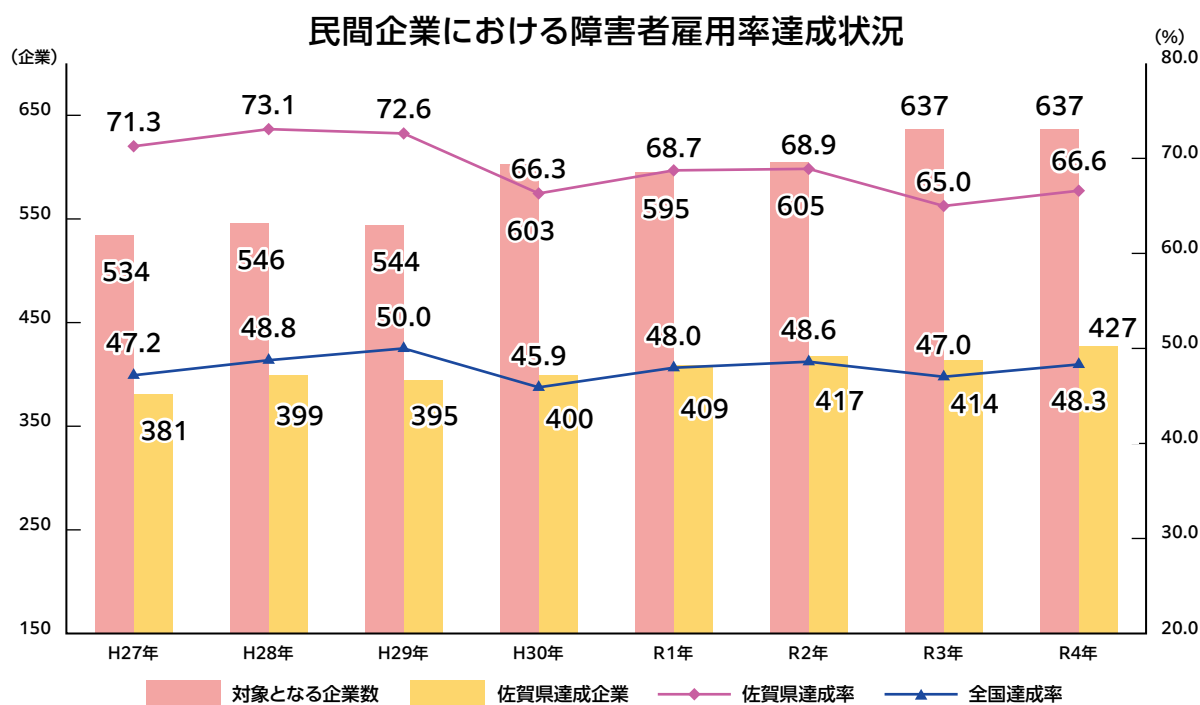
65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内3か所のハローワーク（ハローワーク佐賀、ハローワーク唐津、ハローワーク鳥栖）に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。

8 障害者の就労促進

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

令和5年4月以降随時施行される改正障害者雇用促進法により、新たな法定雇用率が2.7%とされ、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられるほか、事業主の責務の明確化（職業能力の開発及び向上に関する措置）が追加される予定であることから、その円滑かつ着実な施行に取り組めます。このため、増加が見込まれる雇用率未達成企業に対して、障害者の業務の選定等の支援を積極的に行うとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ると

ともに、多様な障害特性と就労ニーズに応じた就労支援を推進します。



(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

また、障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、労働局及びハローワークは佐賀県と連携し、障害者の職業訓練の周知や受講勧奨等を実施します。

(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

令和5年4月からの新たな法定雇用率が3.0%とされ、令和6年4月から2.8%、令和8年7月から3.0%と段階的に引き上げられること等を踏まえ、公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう啓発・助言等を行います。また、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行います。

9 外国人に対する支援

(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、外国人雇用管理アドバイザーを活用した事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施します。

(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

多言語コンタクトセンター（電話通訳）・多言語音声翻訳機器等の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制の整備を図ります。

10 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

改正省令により常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、着実に履行確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を奨励し、より一層の女性活躍推進に向け取り組みます。

あわせて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。

また、妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止についても関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導等を行います。

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

○育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和5年4月1日より施行される1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」(出生時育児休業)を含めた、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について周知徹底を図ります。

○男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行うとともに、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

○仕事と介護の両立ができる職場環境整備

地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を十分に行うとともに、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

○次世代育成支援対策の推進

次世代法に基づく一般事業主行動計画の届出状況

(令和4年12月末)

	対象企業数	届出企業数
義務企業（労働者数101人以上）	330社	330社
努力義務企業（労働者数100人以下）	—	425社

一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

(3) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワーク佐賀及び鳥栖の専門窓口であるマザーズコーナーにおいて、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して（アウトリーチ型の）支援を強化します。また、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進するとともに、オンラインでの就職支援サービスを実施します。

(4) 不妊治療と仕事の両立支援

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図るとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する助成金を活用し、不妊治療と仕事との両立を推進します。

11 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより法の着実な履行確保を図ります。

あわせて、非正規雇用労働者の正社員化（多様な正社員を含む）や処遇改善に取り組んだ事業主に対してはキャリアアップ助成金による支援を行います。

また、佐賀働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

12 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）活用の双方についてワンストップで相談できるテレワーク相談センター及び「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の活用促進を図ります。

(2) フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。また、労働実態から労働基準法等の労働者に該当する場合には、引き続き必要な保護を図ります。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について、わかりやすい解説パンフレットや事例集等を活用した周知を行います。

(4) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。

(5) ワーク・ライフ・バランスを促進する 休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。

(6) 佐賀県魅力ある職場づくり推進会議

県内の政労使及び関係機関の代表から構成される「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」を開催し、中小企業・小規模事業者の働き方改革の円滑な推進に関する情報共有、意見交換等により、構成機関が連携して県内企業の魅力ある職場づくりの推進を図っていきます。

13 総合的なハラスメント対策の推進

(1) 総合的なハラスメント対策の推進

○職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等ハラスメント防止措置を講じていない事業主へは厳正な指導を実施します。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

○就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

事業主へは、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図るとともに「就活ハラスメント防止対策企業事例集」を活用し、企業の取組を促し、学生等へは、大学等への出前講座等において相談先等を記載したリーフレットを活用するなどして積極的に周知に努めます。

また、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

14 長時間労働の抑制

○生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

佐賀働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

○時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援

医師、自動車運転者、建設業等の上限規制適用猶予職種・業種等に対しては、引き続き、令和6年度施行に向けた取組の推進を働きかけます。

医師については、佐賀県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関への適切な支援を行います。

貨物自動車運送事業については、令和6年度から適用される改正改善基準告示の周知の徹底を図るとともに、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等の「要請」とその改善に向けて働きかけ、「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の利用勧奨を行います。

建設業については、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進等に向けた支援を行います。

また、これら適用猶予職種・業種等に対しては、働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）の活用を促進していきます。

○長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、引き続き、監督指導等を徹底します。

また、「過労死等防止啓発月間」である11月については、同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

○長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

15 労働条件の確保・改善対策

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集及び関係部署における情報の共有化と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を行うとともに、「新型コロナウイルスに関するQ & A」や各種支援策のパンフレット等を活用し、適切に対応します。

また、未払賃金立替払制度を適正に運用し、新型コロナウイルス感染症の影響による企業倒産に伴い賃金の支払を受けられずに退職した労働者に対しては、迅速な救済を図ります。

○法定労働条件の確保等

管内の実情を的確に把握し、全ての労働者が適正な労働条件で安心して働ける環境をつくるため、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率50%以上など労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において、賃金不払残業が認められた場合には適切に指導を行います。

○裁量労働制の適正な運用

裁量労働制の不適正な運用の疑いがある事業場に対しては、引き続き、監督指導を徹底するとともに、令和4年12月の労働政策審議会における取りまとめに基づく制度見直し等について、周知を図ります。

○労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が令和6年4月に施行されることを始めとする、令和4年度の労働政策審議会労働条件分科会の議論を踏まえた労働契約関係の明確化のための制度見直し等について、周知・啓発を図ります。

○特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者及び障害者である労働者については、以下の重点的な取組を行います。

ア 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を行います。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用します。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、「人身取引取締りマニュアル」を参考にしつつ、外国人技能実習機構との合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施し、労働基準関係法令違反が認められ、悪質性が認められるもの等については、司法処分を行うなど厳正に対処します。

イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対しては的確に監督指導を実施します。また、相互通報制度を確実に運用するとともに、地方運輸機関と協議の上、合同監督・監査を行います。加えて、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等について、徹底を図ります。

ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点から関係機関との連携を深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

16 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和4年度を最終年度とする第13次労働災害防止計画で掲げた休業4日以上の死傷者数1,052人以下の目標は達成できなかったことから、令和5年度は第14次労働災害防止計画を踏まえ、以下の取組を積極的に推進します。

《第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）の目標》

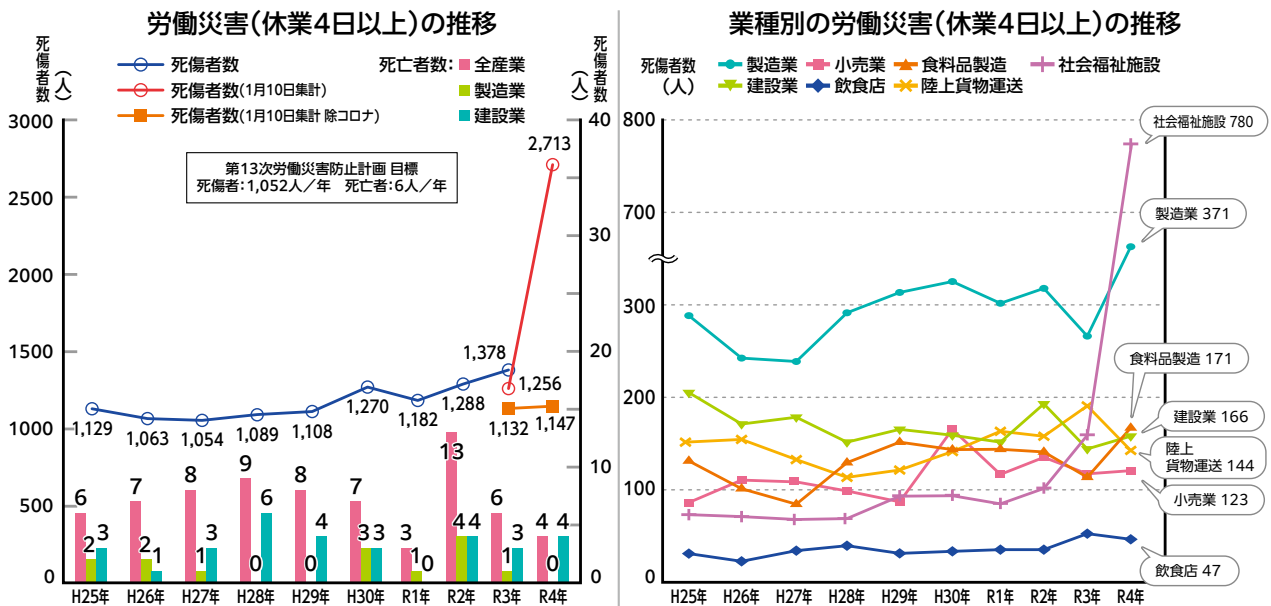
業種別、災害類型別等により個別に定めたアウトカム指標の達成を目指した場合、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

死亡災害：13次防期間（2018年～2022年）の総数と比較して、15%以上減少する

死傷者数：13次防期間（2018年～2022年）の総数と比較して、減少に転ずる

○事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを含め、積極的に周知啓発を図っていきます。



※資料：労働者死傷病報告(休業4日以上)

※R3年～R4年の赤線と赤文字は1月10日速報値

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設などの第三次産業を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）の防止にむけて、管内のリーディングカンパニー等を構成員として令和4年度に新たに設置した協議会の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。



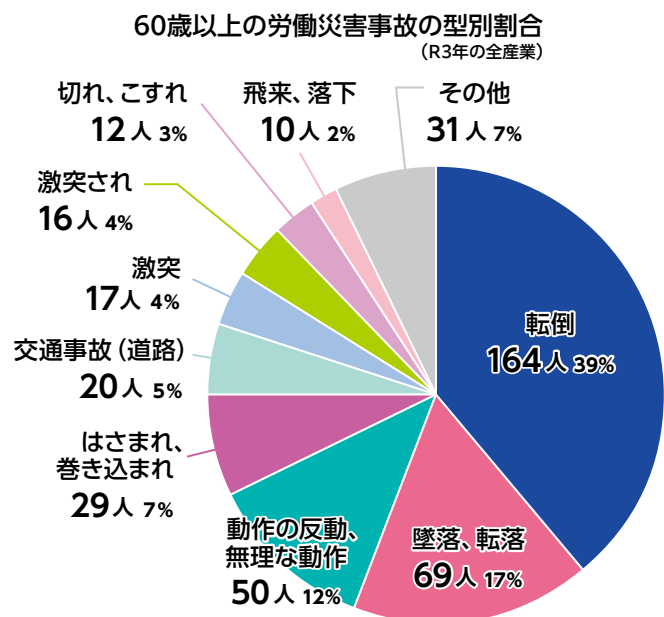
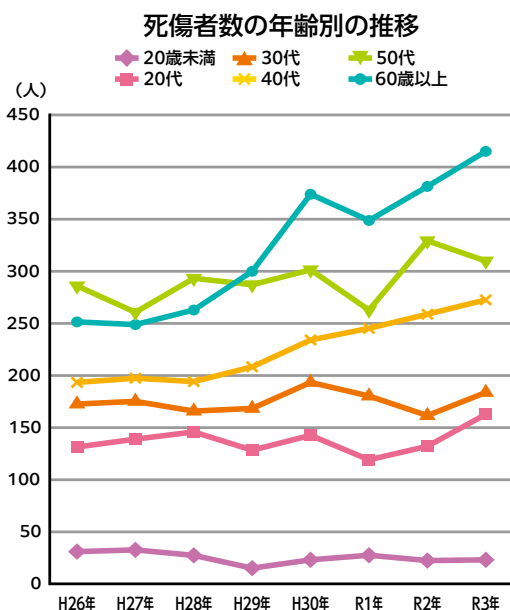
+Safe協議会



○高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の高齢労働者の占める割合は高く、増加傾向にあることから、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく取組を推進するとともに、中小企業を取組を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。



※資料出所：労働者死傷病報告(休業4日以上)

○**個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、事業場に対して指導、周知・啓発を図ります。

○**業種別の労働災害防止対策の推進**

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策を図ります。

製造業については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時・使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施の促進を図ります。

陸上貨物運送事業については、荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組及び交通労働災害防止対策の促進を図ります。

○**労働者の健康確保対策の推進**

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の実施、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策等の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

また、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、佐賀産業保健総合支援センターなどの利用を促進します。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、佐賀産業保健総合支援センターと連携して、ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、「佐賀県地域両立支援推進チーム」において、各機関・団体の連携を図って両立支援に係る施策の横断的な取組の促進を図ります。

○**新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底**

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図り、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行うとともに、労働者の化学物質のばく露防止のためには、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向けた周知を行います。

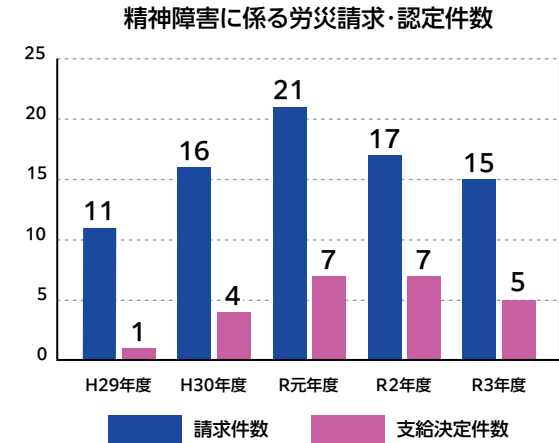
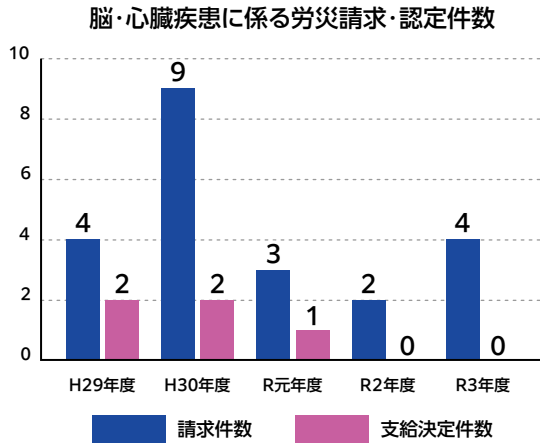
また、令和2年7月に改正された石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。



17 労災保険給付の迅速・適正な処理

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求については、迅速かつ的確な調査及び認定を行い、集団感染が発生した事業場において、業務に起因して新型コロナウイルスに感染した可能性が疑われる労働者が確認された場合等は、事業場などに対して労災補償の請求勧奨等を積極的に依頼します。

脳・心臓疾患及び精神障害（過労死等）による被災労働者等からの労災請求については、認定基準に基づき、迅速かつ的確な認定を徹底します。また、石綿関連疾患の労災請求があった場合についても、迅速かつ的確な認定を徹底します。



労災保険の特別加入については、令和4年4月よりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を、令和4年7月より歯科技工士を対象業種として追加したところであり、引き続き適正な運用を行います。

佐賀労働局各機関のご案内

■佐賀労働局

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎

総務部 (4階)

- 総務課
TEL 0952-32-7155 FAX 0952-32-7156
- 労働保険徴収室
TEL 0952-32-7168 FAX 0952-32-7151

労働基準部 (4階)

- 監督課
TEL 0952-32-7169 FAX 0952-32-7182
- 健康安全課
TEL 0952-32-7176
- 賃金室
TEL 0952-32-7179
- 労災補償課
TEL 0952-32-7193
(労災補償課分室) TEL 0952-32-7166

雇用環境・均等室 (5階)

- 指導・企画・助成金 (総合労働相談コーナー)
TEL 0952-32-7218 FAX 0952-32-7224

職業安定部 (6階)

- 職業安定課
TEL 0952-32-7216 FAX 0952-32-7223
- 需給調整事業室
TEL 0952-32-7219
- 職業対策課
TEL 0952-32-7217
(助成金担当) TEL 0952-32-7173
- 訓練課
TEL 0952-32-7216

■労働基準監督署

- 佐賀労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第2合同庁舎3階
TEL 0952-32-7133 FAX 0952-32-7157
- 唐津労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒847-0861 唐津市二タ子3-214-6
唐津港湾合同庁舎1階
TEL 0955-73-2179 FAX 0955-74-6583
- 武雄労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758
TEL 0954-22-2165 FAX 0954-22-2168
- 伊万里労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64
TEL 0955-23-4155 FAX 0955-23-4157

- 労働条件などのご相談は
各労働基準監督署へ
- 従業員の採用や求職活動についてのご相談は
各ハローワークへ
- 働き方改革や育児・介護休業に関するご相談は
雇用環境・均等室へ
- 佐賀労働局ホームページでも様々な情報を提供しています。

■公共職業安定所 (ハローワーク)

- 佐賀公共職業安定所
〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15
TEL 0952-24-4361 FAX 0952-26-6453
- ヤングハローワークSAGA (新卒応援ハローワーク)
〒840-0826 佐賀市白山2丁目2-7
KITA JIMAビル2階
TEL 0952-24-2616 FAX 0952-26-6593
- 唐津公共職業安定所
〒847-0817 唐津市熊原町3193
TEL 0955-72-8609 FAX 0955-74-1808
- 武雄公共職業安定所
〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9
TEL 0954-22-4155 FAX 0954-22-4862
- 伊万里公共職業安定所
〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25
TEL 0955-23-2131 FAX 0955-22-7659
- 鳥栖公共職業安定所
〒841-0035 鳥栖市東町1-1073
TEL 0942-82-3108 FAX 0942-83-8428
- 鹿島公共職業安定所
〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3
TEL 0954-62-4168 FAX 0954-62-9947

佐賀労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

佐賀労働局

